

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：二葉保育園	種別：保育所	
代表者氏名：板倉 孝文	定員（利用人数）：145名（113名）	
所在地：愛知県碧南市山神町5丁目29番地		
TEL：0566-41-0310		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和 6年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 二葉乳幼児福祉会		
職員数	常勤職員： 19名	非常勤職員： 7名
専門職員	（園長） 1名	（ ） 名
	（保育士） 22名	（ ） 名
	（調理員） 3名	（ ） 名
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等） 遊戯室・調理室
		沐浴室

③理念・基本方針

★理念

・法人

各会を開き保育事業の円滑な運営を図る。

・施設・事業所

子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

★基本方針

1. 園児の安全を中心として、個性をのびし、のびのびとした生活を送る保育
2. 園児ひとりひとりを大切にし、楽しい園生活を送る保育
3. 人間関係を大切にし、尊敬しあう園生活を送る保育

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・お寺の中にある保育園で、園生活や行事を通して、命の大切さを子どもたちに伝えるようにしています。
- ・各クラスの担任保育士の個性を生かし、それぞれが創意工夫をし、子ども達のがびのびと楽しむことができる保育の実践に取り組んでいます。
- ・年長児はハーモニカに挑戦し、音に親しむなかで、いろいろな曲を覚えたり発表することで、自信をつけたり、友だちと楽しさを共有できる場をつくっています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月 6日（契約日）～ 令和 3年 4月 9日（評価決定日） 【令和 3年 1月14日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （平成27年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆地域に根差した90年の歴史

昭和の初期にお寺の子ども支援から始まって、現在の保育事業に至るまで90年が経過している。地域に根差した保育園であり、「保育の全体的な計画」の中に地域との関わりの方針を示し、積極的に地域と関わろうとしている。今年度はコロナ禍によって、地域交流の計画はほとんどが中止を余儀なくされている。それでも、バスのピストン輸送で子どもたちをテーマパークまで運び、そこで大根堀りを楽しんだ。園の運営母体は寺院であり、園庭は墓参り客の参道でもある。寺参り、墓参りの客が、子どもと挨拶を交わしている。卒園児が月に1回、お寺の子ども会に集まって来る。

◆直接的なコミュニケーションの重視

園長と職員との関係に関し、直接的なコミュニケーションを重視しており、定期的な職員面談を通して職員意見を聞き取り、保育の現場に反映させている。職員意見を基に各種帳票の見直しを実施され、園庭には砂場が新設された。新型コロナウイルス対策として、加湿器が導入されている。職員意見の採用は、職員のモチベーションの維持にもつながっており、「働きやすい職場づくり」の一環ともなっている。

◆新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルス感染症に関し、徹底した感染予防策が講じられている。職員周知に向けて感染症に関するマニュアルが作成され、予防や安全確保に関する勉強会も実施している。保護者に対しては、「園のしおり」に感染症の内容を記載したり、発生した際には園の玄関に明示するなど、情報提供が適切になされている。

◇改善を求められる点

◆「職員はみな平等」への配慮

園長との面談時に、職員個々の目標を設定している。しかし、目標管理の制度として確立しておらず、明確な根拠を持った目標の設定とはなっていない。個人目標の進捗管理や最終評価の仕組みも未構築であり、目標の達成度を「勤務成績表定票」に連動させる仕組みもない。「職員はみな平等」の精神が、職員の上昇志向の妨げとならないような配慮を求めたい。

◆職員の参画意識

「保育の全体的な計画」は、保育理念に「子どもの人権や主体性を尊重し児童の最善の幸福のために、…」とあるように、「児童憲章」や児童の権利に関する条約などの趣旨を捉えて編成されている。毎年年度末に評価を行って次の編成に活かしているが、保育に関わる職員の参画がない。次回は、より多くの職員の参画の下、「保育の全体的な計画」を編成することが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・第三者評価をしていただきありがとうございました。
- ご意見いただいた所を今後に活かしていきたいと思います。
- ・コロナの中で、評価されるのは大変だったと思いますが、厳正な評価ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって、従来行っていたホールでの入園式（進級式）は見合わせ、保護者にはクラスに入ってもらって、園内放送による式典とした。「園のしおり」の内容を中心に説明し、園長が保育理念や保育方針に触れる話をした。保護者の理解が進み、保護者アンケートの「保護者への理念・方針の周知」の項目は高い数値を示した。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ② b ・ c
<コメント> 市の民間園の園長会が年間2回開催され、市からの情報提供に加え、園長間で意見や情報の交換が行われている。ただし、今年度はコロナ禍によって会議や研修の機会が少なく、入ってくる情報の多くは新型コロナウイルス感染症に関する対応方法や感染情報等である。将来を見据えた地域情報（福祉ニーズ等）の収集と分析が期待される。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	③ a ・ b ・ c
<コメント> 現状の課題として、「コロナ下における行事の実施」と「働きやすい職場づくり」を挙げている。「コロナ下における行事の実施」に関しては、発表会をはじめ多くの行事が中止となる中、子どもや家族の期待に応え、運動会は実施方法を変更して行った。テーマパークでの大根堀りも実現させた。「働きやすい職場づくり」に関しては、個人面談で得た職員意見を反映させた人事管理を行っている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ④ b ・ c
<コメント> “刹那”の連続性が“永遠”であるといわんばかりに、日々保育理念に沿った保育を継続することが中・長期のビジョンにつながると考えている。それゆえ中・長期計画は策定されておらず、ひたすら日々の保育の充実に努めている。一日を全うすることが明日につながるのと園長の考えに異論を唱える職員はおらず、安定的な雇用が継続している。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑤ b ・ c
<コメント> 事業計画作成に枠組みを示す明確な中・長期計画が存在せず、単年度の事業計画は理事会説明用として作成されている。簡単な予算案が添えられているが、事業計画は保育事業の概略を記述するに留まっており、具体的な取組みの記述や数値目標の設定はない。職員の保育の拠りどころは、「保育の全体的な計画」となっている。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 理事会説明用の事業計画には具体的な内容が伴っておらず、「保育の全体的な計画」が事業計画的な役割を果たしている。年度末に見直しを行って、次年度の「保育の全体的な計画」を策定しているが、職員の参画がなく、幹部職員（園長、主任）のみで策定されている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「園のしおり」を使って、保護者に具体的な事業の内容を伝えている。園の提供している保育に関し、保護者の理解は得られてはいるが、事業全体に周知が及んでいるとは言い難い。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 職員は毎年自己評価を行い、それを上司が評価して個別面談の材料としている。この自己評価が、職員個々の資質向上には役立っているが、集計・分析するには至っておらず、園としての課題の抽出とはなっていない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 園内で問題が起きたり課題が見つかったりしたときには、職員会議で話し合っ改善策を決め、現場では主任を中心にして改善の取組みが行われている。迅速に動くことを心がけており、改善計画を立てての取組みとはなっていない。改善に時間を要したり、大勢の職員が関わるような課題に対したは、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）等を明確にして取り組むことが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「二葉保育園運営規程」に園長の職責が明示され、「役割表」を作成して園長以下職員全員の職務分担を明確にしている。毎月発行の「園だより」の冒頭に園長の所信が述べられ、園運営の方向性を示している。災害時や緊急事態の際の、園長不在時の権限委任先は主任であることを「二葉保育園運営規程」に定めている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 市や社会福祉協議会が開催する研修に、園長が積極的に参加している。特に子どもの権利擁護に関する研修を重要視しており、研修で得た知識や情報を職員会議で伝えている。しかし、園内の会議や伝達研修によって、どの程度の職員理解が得られたかは判然とせず、理解の程度を確認する取組を期待したい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ③ ・ c	
<p><コメント> 園と家庭、職員と保護者、地域と子どもたち等、直接的なコミュニケーションを重要視する園長にとって、コロナ禍による「非接触方針」は、園長の目指す園運営に水を差す結果となっている。重要な園行事である発表会や保育参観は中止せざるを得ず、子どもたちが地域に出ていく活動も、その多くが中断している。運動会は、可能な範囲の中、最善の変更案で実施された。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	④ ・ b ・ c	
<p><コメント> 園長と職員との関係に関しても直接的なコミュニケーションを重視しており、定期的な職員面談を通して職員意見を聞き取り、保育の現場に反映させている。職員意見を基に各種帳票の見直しを実施され、園庭には砂場が新設された。新型コロナウイルス対策として、加湿器が導入されている。職員意見の採用は、職員のモチベーションの維持にもつながっている。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ⑤ ・ c	
<p><コメント> 職員の離職が少ないことから計画的な職員確保（採用）の必要性がなく、欠員が生じたときに随時補充している。職員の声を反映させた園運営を行い、職員にとっての働きやすい職場の実現が安定的な職員雇用を生み出すと考えている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ⑥ ・ c	
<p><コメント> 「職員はみな平等」の精神をもって人事管理が行われている。キャリアパスは未構築であり、勤務年数や職階による「目指すべきもの、目指すところ」が明確になっていない。「勤務成績表定票」を使った人事考課を行っているが、「職員はみな平等」の精神から、処遇への反映は考慮されていない。園長との定期的な面談によって、職員個々に目標が設定されている。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>直接的なコミュニケーションを使った「働きやすい職場づくり」に取り組んでいる。夏と年度末の2回、「おつかれ様会」として全職員を対象とした食事が開催している。面談によって得られた職員意見は、可能な限り保育の現場に反映させている。有給休暇は「休暇処理簿」で管理されており、主任の取りづらさを除けば、有給休暇は偏りなく消化されている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>園長との面談時に、職員個々の目標が設定されているが、明確な根拠の下での目標設定とは言い難い。個人目標の進捗管理や最終評価の仕組みも未構築であり、目標の達成度を「勤務成績表定票」に連動させる仕組みもない。「職員はみな平等」の精神が、職員の上昇志向の妨げとならないような配慮を求めたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>市からの案内や私立保育園連盟からの呼びかけに応え、職員は研修に参加していたが、今年度はコロナ禍によってそのほとんどが中止（一部はリモート研修に変更）となった。研修を受講した職員は「出張・研修報告書」を提出し、研修所感として「学んだこと」や「今後活かしたいこと」を記述している。研修で「学んだこと」が、保育の現場で「活かされたか」を検証する仕組みの構築が望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の勤務シフトを調整しながら、必要な研修に参加できるように配慮している。必要に応じて園内研修が行われているが、計画的、定期的な園内研修の実施が望まれる。また、職員の研修履歴を管理し、職員間で保育に必要な知識や技術の水準の均等化を図りたい。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>例年、保育実習生を数名受け入れているが、今年度はコロナ禍によって受入れはない。実習生受入れのためのマニュアルを整備し、実習を依頼する養成機関の意向に沿った実習となるよう取り組んでいるが、実習生を受け入れる園としての意義や目的を明確にし、園としても意義のある（メリットのある）実習となるよう取り組まれない。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>定期的に第三者評価を受審し、事業運営の透明性を担保している。しかし、直接的なコミュニケーション重視の考えからホームページの開設には消極的で、園の運営情報の公開（透明性の確保）の観点からは課題が残る。地域で90年の歴史を持つ園であることから、地域に向けて積極的な情報の発信が期待される。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>「経理規程」に沿い、園の事務や経理が執行されている。小口現金の扱いについて、取引や購買等の決裁者が園長であり、出納の管理（現金の收受）も園長が行っている。決裁者と出納責任者とを分離し、園内の内部牽制機能を確立することが望ましい。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」の中に地域との関わりの方針を示し、積極的に地域と関わろうとしている。今年度はコロナ禍によって、地域交流の計画はほとんどが中止を余儀なくされている。それでも、バスのピストン輸送で子どもたちをテーマパークまで運び、そこで大根堀りを楽しんだ。園の運営母体は寺院であり、園庭は墓参り客の参道でもある。寺参り、墓参りの客が、子どもと挨拶を交わしている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> ボランティアを受け入れるためのマニュアルはない。コーロフローラ（女声合唱グループ）や福祉体験学習等のボランティアの来訪が中止となる中、お寺の檀家の人たちが園庭の落ち葉の掃除にやってくる。早期にマニュアルを整備し、コロナ禍後のボランティアの来訪に備えることを期待したい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「個人票」に、子どもそれぞれのかかりつけ医が記載されている。職員室には、医療機関のリストや市の関係部署のリストが掲示されている。卒園する子どもが通うことになる小学校の教師が、年度末に園を訪れて子どもの情報を引き継いでいる。現在、家庭での虐待を疑われる子どもはいないが、児童相談所や保健センターとの関係は構築されている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ① ・ c	
<p><コメント> 地域で開催される各種の会議、会合には可能な限り出席しており、地域の情報収集につながっている。園庭開放等の未就園児親子を対象とした取組みがなく、在宅未就園児の状況は十分には把握できていない。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 運営母体である寺院の取組みであるが、毎月1回卒園児が「お寺の子ども会」の活動に集まって来る。お勤めを行い、お楽しみ会が催される。夏季のキャンプや京都旅行も行われている。AEDが設置されているが、地域への案内が行われていない。早期に案内することが望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育を職員間で共通理解できるように、「保育理念」や「全体的な計画」の中に記載し、職員会の場で周知したり、理念が記載された手帳を配付するなどの取組みがある。日常生活の中で、子どもがお互いを尊重する心が育つように意識して声かけし、性差への先入観による固定的な対応がないよう努めている。保護者にも周知、理解を図る取組みに期待したい。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護に配慮した取組みとして、「プライバシー保護マニュアル」や「虐待防止マニュアル」を整備し、会議等を通して共通理解を図っている。保護者に対しては「園のしおり」に記載して周知を図り、同意も得ている。園としては、さらなる知識取得のために研修の機会を設けたり、社会福祉事業に関わる者としての姿勢、責務等の規程の策定が望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>利用希望者に対して園庭開放や園内見学を随時受け付けており、園の特色や理念、基本方針についても入園説明会や市役所で開催される説明会等で情報提供している。内容についても主任、副主任で適宜見直しを行うなど、常に分かりやすく、丁寧な対応をしている。今後は、利用希望者にさらに多くの情報提供ができるよう、ホームページの開設や公共施設に園の資料を置くなどの展開に期待したい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>入園式で事業内容をわかりやすく説明し、内容に関しては職員の声を反映させるなどの改善を行っている。「園のしおり」や「重要事項説明書」も毎年見直しを行い、保護者が理解しやすく保育開始の際に戸惑う事がないよう工夫している。特に配慮が必要なケースにおいても適切な説明が行われ、保護者から得た同意書も書面で残している。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>保育の継続性に配慮した文書等は、特に定めてはいない。転園の際には、スムーズに引き継げる体制が構築されている。保育の利用が終了した時にも、保護者が安心して来園できるように担当職員が決められており、相談しやすい工夫がある。今後は、「転園マニュアル」の作成や保育の継続性に配慮した引継ぎ文書の作成が望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>利用者満足上向上への取組みとして、年度始めの懇談会の実施がある。年2回開催される保育参観の機会に保護者から感想を聴いたり、行事に対するアンケートを実行するなど、利用者満足の把握に努めている。子どもの満足の向上のため、職員の自己評価を実施し、日々の保育を通じて主任が指導を行っている。今後は、子どもの満足を定期的に把握・検討する機会を設けることを期待したい</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が構築されており、保護者へ周知できるよう第三者委員の情報を玄関に明示している。苦情受付担当者や解決責任者を、「園のしおり」や「重要事項説明書」にも記載し、仕組みをわかりやすく伝えている。苦情内容の記録を適切に保管しており、申し立てた保護者へは書面で返答している。受け付けた苦情は、全ての保護者へフィードバックしている。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者が相談や意見を述べやすい取組みとして、相談相手を自由に選べるように複数の担当者を置き、「園のしおり」に意見、要望の責任者や受付担当者を記載するなど、周知に向けた取組みも行っている。今後は、より相談しやすい環境を作るために、意見箱の設置や保護者が安心して相談できるようなスペースの確保を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 日々の保育の中で保護者からの意見の傾聴に努めており、回答が必要な場合には、過去に受けた意見に対応した記録を参考にして、組織的かつ迅速に対応している。今後は、匿名での意見や保護者の自発的な意見を把握する目的での意見箱の設置、アンケートの機会の増設、受付から記録、報告、検討、対応（改善）に至る手順を記載したマニュアルの作成が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 事故発生時の対応と安全確保に向けたマニュアルが整備され、職員の共通理解が図られるよう、市が主催する研修に参加している。毎日の安全点検や事故防止のチェックリスト等を通じ、定期的に評価・見直しの機会を作るなど、組織として安全確保、事故防止に取り組んでいる。リスクマネジメントの責任者は定めているが、委員会の設置や体制のフローチャート作成ができていない。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 感染症の予防策が講じられており、職員周知に向けて感染症に関するマニュアルが作成され、予防や安全確保に関する勉強会も実施している。保護者に対しては、「園のしおり」に感染症の内容を記載したり、発生した際には園の玄関に明示するなど、情報提供が適切になされている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 災害時の安全確保に向けた取組みとして、毎月様々な状況を想定した避難訓練を行い、行政とも連携した訓練が実施されている。有事の際に子どもが安全で危険がないよう棚を固定したり、物が落ちてこないような環境を整備するなど、必要な対策を講じている。今後は備品や飲食料などの災害時の備蓄を管理する責任者の設置や、早朝、長時間保育の中での訓練の実施を期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法が文書化されており、子どもの尊重、プライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢も明示されている。それに基づいた保育サービスが提供されており、実施方法についても主任が個別で指導を行い、周知徹底している。しかし、保育が画一的にならないような取組みや研修の機会を設けることができず、要改善点である。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法の見直しは、毎週、各クラスで週案を見直したり、学年で月に一度月案について話し合うなど、定期的に検証、見直しが行われている。職員の意見や保護者の声を把握し、組織として検証したり見直したりしているが、その内容を指導計画に反映させるには至っていない。保育の質の向上のため、適切な指導計画の改案に期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画策定の責任者である主任を中心に、現場の職員、巡回指導等で得た意見・情報を基に指導計画を策定している。支援困難なケースには個別で懇談の機会を持ち、職員会で共通理解の下、適切な保育の提供につなげている。アセスメントの手法については、主任と副主任とで行う仕組みが確立しており、必要に応じて関係職員や外部関係者との協議も実施している。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 指導計画は定期的に評価・見直しを行い、内容を変更する際には主任に相談し、関係職員で話し合っ決定している。変更した内容も職員間で周知できるような仕組みが整備されている。今後は、評価・見直した結果を次の指導計画に活かしていくことに期待したい。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉘ ・ b ・ c
<コメント> 保育の記録は統一した様式に記載され、書き方に差異が生じないように同じクラスの職員が点検したり、主任が指導をしたりしている。職員間での共有は、1週間に1度情報共有を目的とした会議が行われ、会議に参加できない職員には口頭や資料を回覧して情報共有している。必要な情報が、全ての職員に確実に届く仕組みが整備されている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉙ ・ c
<コメント> 個人情報取り扱いの規程を定めており、記録の保管、保存、廃棄、情報開示に対する管理責任者も設置されている。職員は個人情報保護に関する規程を理解して遵守し、保護者は「園のしおり」や「重要事項説明書」により理解し、同意書を交わしている。今後は、管理体制の明文化や研修の機会を設けて、個人情報保護に対する更なる意識の向上に期待したい。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、保育理念に「子どもの人権や主体性を尊重し児童の最善の幸福のために、…」とあるように、「児童憲章」や児童の権利に関する条約などの趣旨を捉えて編成されている。毎年度末に評価を行って次の編成に活かしているが、保育に関わる職員の参画がない。次回は、職員参画の下、「保育の全体的な計画」を編成することが望まれる。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>室内の温度や湿度、換気、採光などの環境に関する取組みとしては、クラス毎に「環境チェック表」を用いて常に適切な状態が維持されている。共通で使用する玩具は毎日消毒を行うなど、設備や用具、寝具等の衛生管理に努めている。今後は、子どもがより心地よく過ごせるように、落ち着ける場所の確保や生活空間の工夫に期待したい。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育方針である「園児ひとりひとりを大切に、楽しい園生活を送る保育」に向けて園全体で取り組んでおり、一人ひとりの個人差を十分に把握し、状態に応じた保育を行っている。保育目標に掲げている「豊かな表現活動をとおして創意工夫できる子ども」が実現できるように子どもの表現を汲み取り、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるような保育を実践している。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるように「みんなで一緒に」ではなく、一人ひとりの発達に合わせた援助を行っている。強制することなく、自分でやろうとする気持ちを大切にしている。また、子どもが生活習慣の大切さが理解できるように、図を作って知らせたり、1年に2回保健師が歯磨きについて伝えに来る機会を設けている。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念に沿い、子どもが主体的に活動できるように取り組んでおり、園での生活や遊びを通じて人間関係が育まれるような声掛けや援助を行っている。社会的なルールや自然にふれ合う工夫として、地域のテーマパークに出向いた際には、バスの乗車経験をした後に交通教室を実施したり、テーマパークで掘ったサツマイモの苗を制作に使用するなどの工夫がある。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの関わりを大切に、子どもが安心して職員との愛着関係を築けるよう担当職員を設置している。家庭との連携も密にし、送迎時の対応や連絡帳を通じて情報共有し、発達過程に応じた援助ができています。子どもの安全や清潔にも配慮し、発達や発育に応じた環境の整備に取り組んでいるが、子どもが興味、関心を持つような物が不足している。手作り玩具を作成したり、環境の工夫に取り組まれない。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもに、自分でしようとする気持ちが芽生えた時には、その気持ちを尊重した保育を行っている。遊びを中心とした自発的な活動ができるように職員が関わっている。遊びの中で危険と感じた園庭の死角や段差を、安全に向けて職員全体で考えるなど、環境整備にも取り組んでいる。今後は、安全確保を図りつつ、探索活動の範囲を広げ、散歩や市に出かけることにも期待したい。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもの年齢に合わせた遊びや環境を整備することで、集団生活の中であっても一人ひとりが主体性を持って園生活を送っている。「保育の全体的な計画」の中に各年齢ごとの保育目標が掲げられており、進級や就学を見通した保育が提供されている。子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動を、保護者に伝えられるように「クラスだより」や「学年だより」などの情報発信が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 特別な支援を要する子どもについては個別の指導計画を作成し、計画に基づいて状況と成長に応じた保育を行っている。子ども同士の関わりに配慮し、一緒に生活できるような工夫や環境を整備しており、障害のある子どもが安心して生活できる環境と保育の実践が行われている。保護者の同意を得て医療機関や専門機関に相談へ出向くなど、家庭との連携も密にしている。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 長時間保育の環境整備として、子どもが主体的に遊びを選べるように遊びのコーナーを設置したり、穏やかに過ごせるようにコーナーを分散させる等の配慮がある。3歳児が5時から、0～2歳児は6時から、全学年が一緒に生活することで、お互いを思いやる気持ちを育てている。今後は、長時間保育の指導計画作成や、保護者から希望のあるおやつ提供についての検討に期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 指導計画の中に就学に関する事項が記載され、それに基づいて取り組んでいる。小学校との連携も図られ、教員との意見交換や体験授業などを通じて、子どもにとっては小学校での生活に見通しが持てる機会となっている。保護者と一緒に就学に向けて取り組めるよう、学校との意見交換で得た情報を発信したり、「就学までに終えておきたい姿」を文書で配付するなどの展開に期待したい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 内科健診が年に2回、歯科健診が年に1回あり、尿検査も毎年実施している。SIDS（乳幼児突然死症候群）に対応する取組みとして、0～1歳児には「午睡チェック機」（タブレット式）を導入し、2歳児には5分ごとに職員が午睡チェックを行っている。SIDSに関しては「園だより」や「保健だより」でも取り上げ、保護者に情報提供をしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康診断や歯科健診の結果は家庭へ知らされ、治療が必要な場合は、受診したことだけでなく、その結果も報告を受けている。3歳児から歯科衛生士の歯磨き指導を受け、市が推進する「E6保護育成事業」（6歳臼歯の保護・育成の活動）を通して、親子による虫歯予防の取組みを支援している。今後は、それらの結果を保健計画につなげることが望まれる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 入園時のアセスメントにて、アレルギーや慢性疾患のある子どもを把握している。園で配慮する必要がある場合は、医師の指示書に従って事故や疾病の進行がないように留意している。食物アレルギー児に関しては、当日の給食のメニューに似せた手作りのお弁当を保護者が作り、子どもは差別感や違和感を感じることなく、他児と同じように喫食している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 「食」に対する興味や関心を深めるための様々な取組みがある。園庭や2階のベランダにプランターを置き、野菜を栽培している。子どもたちが育てて収穫した野菜は、給食の食材としても利用される。職員は子どもの好き嫌いや適切な食事量を把握しており、強制や無理強いすることはない。個人差を把握した上で、適切な時期にスプーンから箸への切り替えを支援している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「衛生管理マニュアル」に沿い、安全な食事を提供している。献立は市・社会福祉協議会の管理栄養士が作成し、自園で調理している。調理室が外からも見え、匂いも漂ってくる。サンプル展示は、写真を掲示板に貼り出している。保護者の参観日におやつや食事を一緒に食べ、レシピの配付もある。地域の特産物（へきなん美人等）も、食材として多用されている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ① ・ c
<p><コメント> すべての子どもに「連絡帳」があり、園と保護者との双方で情報を共有している。毎月の「園だより」や「保健だより」によって、家庭との連携を図っている。在園期間中に1回のみではあるが、入園時に職員が家庭訪問をして家庭環境の把握に努めている。保護者とのコミュニケーションの多くは口頭で行われているが、意見箱やアンケートの実施による意向の把握も検討されたい。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 「保護者との信頼関係は直接コミュニケーションにある」との信念があり、口頭での意見交換や連絡を重要視している。その理由から、園独自のホームページは開設されていない。複数の担当者を置き、相談相手を自由に選べるようにしていることも、保護者の安心感につながっている。課題として、口頭で受けた意見や相談を、記録に残す仕組みづくりが望まれる。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 虐待等の権利侵害を早期に発見して速やかに対応するためのマニュアルがあり、様々な機会を捉えて早期発見に努めている。現在、虐待を疑われる子どもの利用がないことから、子どもの権利侵害に関連する職員研修の実施はない。見落とせば、子どもの生命にも関わる案件であり、マニュアルに沿った定期的な職員研修の実施が望まれる。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 「勤務成績評定票」を使った自己評価を実施し、職員個々の課題を抽出して資質の向上を目指している。しかし、個々の自己評価を集計・分析して園全体の保育実践の評価とし、園としての課題や改善点を探る取り組みにはつなげていない。</p>		